

改正

令和4年3月28日教育委員会規則第3号

松原市教育振興基本計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織、運営その他策定委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、松原市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について審議するものとする。

(委員)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前項の場合において、副委員長に事故あるとき又は副委員長が欠けたときは、委員のうち年長の者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合の会議は、教育委員会が招集する。この場合において、委員長が必要があると認めるときは、委員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席することができる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(書面による開催)

第7条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

- (1) 緊急の必要があり策定委員会を招集するいとまがないとき。
- (2) 災害その他の理由により、策定委員会を招集することが適当でないとき。
- (3) 会議の目的が審議を要しないものであるとき。

2 委員長は、書面会議の実施に当たり、次の各号に掲げる資料を委員に送付しなければならない。

- (1) 議事の内容を明らかにした議案書
- (2) 議事に対する委員の意見・賛否を明らかにするための表決書
- (3) その他書面会議の実施に必要な資料

3 委員長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付に当たり、それを通知しなければならない。

4 書面会議は、期限内に委員の過半数から表決書が提出されたことをもって開催されたものとし、委員は表決書の提出をもって会議に出席したものとする。

5 書面会議においては、表決書の提出期日を会議の開催日とみなす。ただし、提出期日以前に全ての委員から表決書の提出があった場合は、委員から表決書の提出があった日のうち最も遅い日を会議の開催日とみなす。

6 委員長は、書面会議の結果を委員に報告する。

(関係者の出席等)

第8条 策定委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第9条 第2条の所掌事務を遂行するに当たり、必要な基本計画の素案や資料の作成等を行うため、策定委員会の下に松原市教育振興基本計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会の運営に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。